

# 会費規程

2023年10月1日  
公益社団法人日本武術太極拳連盟

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本武術太極拳連盟（以下、「この法人」という。）定款第7条の規定に基づき、この法人の入会金及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (入会金)

第2条 この法人の入会金は、次のとおりとする。

正会員 30,000 円

2 賛助会員及び名誉会員は入会金を納めることを要しない。

## (会費)

第3条 この法人の会費は次のとおりとする。

正会員 年額 30,000 円

賛助会員 年額 1口 50,000 円（1口以上）

2 名誉会員は会費を納めることを要しない。

3 会費は、毎事業年度、原則として6月30日までに、全額を納付しなければならない。ただし、特別の事情がある場合に限り、納期を変更することができる。

4 会員が事業年度の途中に入会した場合でも、当該事業年度の会費全額を支払うものとする。

(会費の使途)

第4条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

2 指導員資格、技能検定資格及び技能検定のうち登録料及び更新料の50%を前条の会費と同様に取り扱い、前項と同様の使途とする。

(変更)

第5条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

(施行日)

この規程は令和5年10月1日から施行する。